

# 甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価方法書についての知事意見

## 【全般的事項】

### 1 事業計画の補足

#### 1) 事業特性の把握 [ P.1~6 ]

事業特性の把握（第3章）については、PI（パブリック・インボルブメント）等により事業者が住民に提供してきた事業計画に係る情報を含め、事業計画の内容、背景、経緯及び必要性等を必要に応じ追加、補足し、準備書に記載すること。また、用いた資料の名称も記載すること。

#### 2) PI等の内容の反映 [ P.1~6 ]

環境保全措置を検討するにあたり PI 等により明らかにしている環境への配慮事項についても、環境への負担の低減について把握し、その経緯及び結果について準備書に記載すること。

#### 3) 暫定供用への対応 [ P.1~6 ]

暫定供用については、期間が長期に及ぶ場合などを想定し、暫定供用時の環境影響を把握することの必要性について検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

#### 4) 構造が未確定な部分についての予測及び評価 [ P.5-1~5-29 ]

環境影響評価の調査、予測及び手法は、「盛土」や「高架」等の道路構造の違いにより、その内容や結果が異なることから、道路構造が未確定な場合は、想定しうる複数の道路構造について、それぞれ予測及び環境影響の把握・評価をおこなうこと。また、これらの比較検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

さらに、「盛土」や「高架」等の道路構造の種類毎に、標準的な断面図とその検討地域を記載した図面を準備書に添付すること。

### 2 環境影響評価の実施

#### 1) 手法の選定

環境影響評価は、事業特性及び地域特性との関連、予測及び評価の前提条件や根拠を明確にしたうえで、メリハリのある手法の選定を行い、その内容について関係機関と協議を行うこと。

#### 2) 結果のとりまとめ

環境影響評価のとりまとめは、用語の補足、図表の使用、体裁等（例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等）編集方法の工夫により住民にわかりやすいものとする。

### 3) 専門家の助言等

評価等の手法の選定及び環境保全措置の検討にあたっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

### 4) 環境影響評価項目の追加

方法書に記載されていない環境影響評価項目についても、評価の必要性が生じた場合は、必要に応じて手法の見直しを行ったうえで、評価を行い、準備書に記載すること。

## 3 調査、予測及び評価の手法

### 1) 環境保全措置 [ P.5-6~5-29 ]

環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、PI等による計画案の絞り込みや、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。

併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

### 2) 土地利用の把握

土地利用図(P.4-86)について、現状と大幅に異なる場合には、現地調査を実施して土地利用の状況を把握し、その結果を準備書に反映させること。

### 3) 予測及び評価の留意点 [ P.5-1~5-2 ]

対象事業に接続する主要な幹線道路との複合的な影響を明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

また、周辺の学校への影響把握及び環境保全措置の検討にあたっては、工事車両の走行、供用後の車両交通量、既存通学路の状況などを把握し、総合的に検討すること。

## 【個別事項】

### 1. 人の健康に関する項目

#### 1.1. 大気質、騒音、振動 共通事項 (P.5-6～5-17)

1) 工事に伴う土砂の搬入・搬出量を明らかにしたうえで、運搬車両の台数、交通量及びルート、建設機械の台数を明らかにし、準備書に記載すること。さらに、その設定の根拠となった資料を準備書に添付すること。

2) 計画ルート周辺の病院、保育所、社会福祉施設等、環境の保全に特に配慮が必要な施設（将来、建築が見込まれているものを含む）については、対象道路が最も接近した場合を想定し、環境影響の把握に努めること。

なお、住宅等の保全対象が接近している地域においては、『保全対象への影響が適切に把握できる高さ』においても騒音の予測を行うとともに、学校等に対する騒音の影響については、「学校環境衛生の基準」(文部省体育局長裁定平成4年6月23日一部改訂平成14年2月5日)を評価の指標として予測及び評価を行うこと。

3) 現況が環境基準を上回っている場合の環境保全措置の検討は、事業者の実行可能な複数の環境保全措置について比較検討し、環境影響の軽減の度合いを評価することにより行うこと。

#### 1.1.1 大気質 (P.5-6～5-10)

1) 調査地点については、その選定に至った経緯を準備書に記載すること。

2) 構造物の設置による気流の変化が想定されるため、調査地域の気象条件を十分把握した上で類似事例を参考に検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

3) 甲府外郭環状道路北区間及び西関東連絡道路と接続する甲府市桜井町付近については、甲府盆地の大気の特徴である接地逆転層の高さ、発生頻度、発生時の短期濃度分布について定量的に把握し、準備書に記載すること。

4) 揮発性有機化合物(VOC)の排出又は飛散を抑制するため、橋や高架等の構造物の塗装時等においては、水溶塗料等の低VOC塗料を使用するなど、VOC排出抑制のための措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

#### 1.1.2 騒音 (P.5-11,5-13)

対象事業は、甲府市和戸町から笛吹市石和町砂原にかけて市街地若しくはその付近を通過することから、平面的な騒音の分布状況を把握できる図面を作成し、準備書に記載すること。

#### 1.1.3 低周波音 (P.5-14)

大型建設機械は、低周波音を発生するおそれがあることから、住宅、病院、保育所、社会福祉施設等の環境保全に特に配慮が必要な施設等の分布状況及び構造等を把握しておくこと。

#### 1.1.4 振動 (P.5-15)

振動の予測にあたっては、笛吹川周辺が軟弱地盤であることを考慮して検討すること。併せて、これらの地域においては、周辺で実施された公共事業等に関する振動に係る情報等を把握し、その工事内容及び影響範囲について整理した上でその内容を準備書に記載すること。

### 1.2 水質・水象 共通事項 (P.5-18)

方法書に記載されている地下水の観測井戸は、井戸の深度が深く、事業による影響を判断できないおそれがあることから、事業による影響が適切に把握できる深度の浅い井戸を調査地点とし、その位置図を準備書に記載すること。

また、地下水の流動について客観的に把握できるクラスター分析や既存文献等の参照を行い、地下水の観測場所に関する詳細な情報を記載するとともに、掘削工事や地下構造物の設置が地下水の流動に及ぼす影響について検討すること。

なお、必要に応じ、計画地周辺の地下水利用の状況について、地域住民に対するヒアリング等を実施すること。

#### 1.2.1 水質汚濁 (P.5-2)

1) 公共用水域や農業用水への影響に配慮した仮設沈砂池や濁水処理装置等については、一般的な処理の概要を図表等により例示すること。

2) 河川等の環境の保全措置については、河川の利水状況を考慮しながら、工事中に発生する濁水及び排水(盛土等に伴う濁水、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水等)の水質・発生量等を見積もり、その結果を準備書に記載すること。

3) 大量の地下水を揚水する工法を用いる場合は、揚水により自然由来の有害物質が公共用水域に流入することがないように、必要に応じて揚水の水質を把握する旨を準備書に記載すること。

また、搬入土による二次的な土壌・地下水の汚染を防止するための対策を検討し、準備書に記載すること。

## 2. 環境の自然構成要素

### 2.1. 地形・地質 (P.5-19)

事業計画地は、洪水常襲地であること、過去の地震において液状化現象が発生した経緯がある地域を含むことが、PI や山梨県環境影響評価等技術審議会において指摘されており、こうした地形・地質について十分に把握し、関連する調査、予測及び評価に反映させること。

## 2.2. 日照阻害 (P.5-20)

日照阻害の環境影響評価を行うにあたっては、工作物の設置により日陰となる範囲を図表等により明らかにすること。

## 2.3. 動物、植物、生態系 共通事項 (P.5-21～5-23)

動植物及び生態系の調査は、希少な動植物や生態系の注目種を確認した場所の周辺で、その生息・生育状況に応じた調査時期を設定して行う必要がある。また、希少種が確認された場合は、専門家の指導を受けながら生息環境の保全措置を慎重に検討し、その経緯及び結果について準備書に記載すること。

### 2.3.1. 動物 (P.5-21)

計画地の付近を流れる笛吹川は冬季にカモ等が集まることで知られ、県が定期的に「ガン・カモ科生息調査」を実施していることから、それらの調査結果を参考としながら鳥類の渡りの時期などを考慮して、対象事業の河川横断部の周辺を調査すること。

### 2.3.2. 生態系 (P.5-23)

1) 生態系への影響は、事業実施前後の土地利用状況について、動植物の生息環境(ハビタット)の変化に着目し、HEP(ハビタット評価手続き)等の定量的な手法により把握するとともに、環境保全措置については、事業者の実行可能な範囲内において検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

なお、検討にあたっては、地下水を農業用水として使用している地域があり、周辺よりも水質汚濁の少ない環境にある可能性等についても考慮すること。

2) 事業計画地の付近に流れる笛吹川は、冬季に渡り鳥が生息する場所であることから、計画地内の耕作地が、これらの渡り鳥のハビタットとしての機能を有することが考えられる。そのため、当該地域における渡り鳥の状況について現地調査等を行い、生態系の予測、評価にあたって、考慮が必要かどうか検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

3) 方法書 P.5-23 の『生態系』の項における「緑地」については、生息環境(ハビタット)という意味に特化したものとして、併せてその注釈を準備書に記載すること。

## 2.4. 景観・風景、人と自然とのふれあいの活動の場 共通事項 (P.5-24～5-25)

公聴会において、地域特性として、「神社仏閣が集まっている地域」、「農業体験、観光イチゴ園、ジョギングコースとして利用」、事業特性として「道路により田畑からの南アルプス、御坂山系の眺望が隠されてしまう」等が指摘されていることから、住民等に対するヒアリング等を実施するなど、地域の視点に立った影響の把握に努めること。

### 2.4.1. 景観・風景 (P.5-24)

- 1) 事業による構造物及び植樹や法面緑化の検討は、フォトモンタージュにより周囲の状況と構造物との関係を明らかにしたうえで、土地利用の状況を踏まえ、地域の景観と調和するよう配慮し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 景観の予測にあたっては、甲府外郭環状道路南区間や西関東連絡道路の事例を用いるなど、住民にわかりやすい評価を行うこと。

#### 2.4.2 人と自然とのふれあいの活動の場 (P.5-25)

「人と自然とのふれあいの活動の場」において、事業者が調査地域として「利用性や快適性の変化を生じさせる地域」を対象としていることから、「快適性の変化」についてその内容及び変化の程度について明らかにし、準備書に記載すること。

### 3. 環境への負荷の量

#### 3.1. 廃棄物・発生土

##### 3.1.1. 廃棄物 (p.5-26)

廃棄物については、発生抑制、再資源化等の具体的な対策とそれを採用する理由を示し、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに、具体的な処理方法を検討し、準備書に記載すること。

#### 3.2 温暖化物質

車両の運行は地球温暖化の一因であることから、類似事例の引用等により二酸化炭素排出量を定量的に把握し、その結果を準備書に記載すること。